

岩手県告示第283号

平成28年3月4日付岩手県報第11559号登載保安林予定森林（平成28年岩手県告示第198号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林予定森林に係る通知の要旨
  - (1) 保安林予定森林の所在場所 久慈市夏井町鳥谷第5地割49
  - (2) 所在が不分明である通知の相手方 高田直道
- 2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所